（区分経理の方法）

第十七条　［略］

２　一般勘定は、内訳として、機構法第十八条第一項第一号に掲げる業務（機構が通則法第四十六条第一項の規定による交付金であって平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて行う特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条に規定する復興施策に関する業務に限る。）に関する取引を経理する復興特別経理、機構法第十八条第一項第一号に掲げる業務（令和二年度一般会計補正予算（第一号及び第二号）における独立行政法人中小企業基盤整備機構出資金を財源として機構が行う機構法第十五条第一項第五号及び第十四号に掲げる業務に限る。）に関する取引を経理する特定出資経理及びその他の取引を経理する一般経理の各経理単位に区分しなければならない。

３　小規模企業共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十七号に掲げる業務に関する取引を経理する給付経理、機構法第十五条第二項第七号に掲げる業務に関する取引を経理する融資経理及び機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であって機構法第十八条第一項第四号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を経理する小規模共済業務等経理の各経理単位に区分しなければならない。

４　中小企業倒産防止共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十八号に掲げる業務に関する取引を経理する基金経理並びに機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であって機構法第十八条第一項第五号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を経理する倒産防止共済業務等経理の各経理単位に区分しなければならない。

（区分経理の方法）

第十七条　［略］

２　一般勘定は、内訳として、機構法第十八条第一項第一号に掲げる業務（機構が通則法第四十六条第一項の規定による交付金であって平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて行う特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条に規定する復興施策に関する業務に限る。）に関する取引を経理する復興特別経理及びその他の取引を経理する一般経理の各経理単位に区分しなければならない。

３　小規模企業共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十八号に掲げる業務に関する取引を経理する給付経理、機構法第十五条第二項第八号に掲げる業務に関する取引を経理する融資経理及び機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であって機構法第十八条第一項第四号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を経理する小規模共済業務等経理の各経理単位に区分しなければならない。

４　中小企業倒産防止共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十九号に掲げる業務に関する取引を経理する基金経理並びに機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であって機構法第十八条第一項第五号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を経理する倒産防止共済業務等経理の各経理単位に区分しなければならない。

（施行令第三条第一項第一号イの経済産業省令で定める基準）

第二十六条　施行令第三条第一項第一号イの経済産業省令で定める基準については、次のとおりとする。

一～四　［略］

［削る］

（施行令第三条第一項第一号イの経済産業省令で定める基準）

第二十六条　施行令第三条第一項第一号イの経済産業省令で定める基準のうち経営革新に係るものについては、次のとおりとする。

一～四　［略］

２　施行令第三条第一項第一号イの経済産業省令で定める基準のうち異分野連携新事業分野開拓に係るものについては、次のとおりとする。

一　中小企業等経営強化法第十七条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って共同で事業を行う者の数が四人以上であること。

二　認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が中小企業等経営強化法第十七条第一項に規定する認定中小企業者（次号において「認定中小企業者」という。）であること。

三　認定中小企業者が、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って共同で異分野連携新事業分野開拓のための事業を行うために必要な施設を整備するものであること。

四　当該事業に係る建物その他の施設は、都市計画その他市街地の整備の見地から適当であると認められる地域内にあること。

附　則

（業務方法書の記載事項に関する経過措置）

第二条　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の二各号に掲げるもののほか、機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。

一～十二　［略］

十三　機構法附則第八条の八第一号に規定する業務　［新設］